

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公務旅行における観光誘客キャンペーン事業の利用の
自粛について（通知）

このことについては、令和2年7月29日付け2高教福第576号「公務旅行における観光誘客キャンペーン事業の利用の自粛について」、同年10月22日付け事務連絡及び令和3年4月27日付け3高教福第171号により通知しているとおり、公務旅行においてはこれらの事業の適用を受けないこととしています。

令和4年10月11日から開始される、観光庁の「全国旅行支援」についても公務旅行での適用を受けないことについて、各所属において改めて周知を図っていただくとともに、自己手配を行う場合には「全国旅行支援」などの観光誘客キャンペーン事業を利用しないよう注意喚起を行うなど、旅費事務の適正な執行に努めてください。

これらの事業の公務旅行における取扱いは、下記のとおりとしていますので、貴管内の小中学校等に周知をお願いします。

記

1 公務旅行における取扱い

観光誘客という事業の趣旨を踏まえ、公務旅行においてはこれらの事業の適用を受けないこと。

ゆとり出張を行う場合においても、公務旅行外の部分に事業の適用を受けることが明確である場合を除き、原則として、これらの事業の適用を受けないこと。

2 留意事項

旅費事務センターが手配する場合は当該事業を利用しないようにしていますが、やむを得ず自己手配となった場合は、各職員において当該事業を利用しないようご注意ください。

3 その他

修学旅行等の引率業務についても、公務旅行であることから、同事業の利用の自粛対象となります。

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906
FAX 088-821-4725